

令和6年第1回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 附 属 資 料

(2 月 13 日 提 案 分)

福祉子どもみらい局

目 次

ページ

1	神奈川県立女性相談所条例 新旧対照表	1
2	神奈川県女性保護施設さつき寮条例 新旧対照表	2
3	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	4
4	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	10
5	神奈川県安心こども基金条例 新旧対照表	16
6	介護保険法施行条例の一部を改正する等の条例関連の新旧対照表	17
7	神奈川県立総合療育相談センター条例 新旧対照表	19

1 神奈川県立女性相談所条例（昭和39年神奈川県条例第26号）新旧対照表

改 正	現 行
<p style="text-align: center;"><u>神奈川県立女性相談支援センター条例</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>神奈川県立女性相談所条例</u></p>
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>神奈川県立女性相談支援センター</u>の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）</u>第2条に規定する<u>困難な問題を抱える女性</u>に対し、<u>法第9条第3項に規定する相談、一時保護等</u>を行うとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項（同法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する<u>相談</u>、一時保護等を行うため、<u>神奈川県立女性相談支援センター（以下「センター」という。）</u>を横浜市に設置する。</p> <p>2 <u>センターは、法第9条第1項に基づく女性相談支援センターとする。</u></p> <p>(一時保護施設の入所の承認)</p> <p>第3条 <u>センター</u>の一時保護施設に入所しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項の承認を与えないことができる。</p> <p>(1) 伝染性の疾患があつて、他の<u>入所者</u>に影響を及ぼすおそれがあると認められる者</p> <p>(2) 心身に障害があつて、他人の介護を必要とする者又は<u>センターにおいて適切な支援を行うことができない者</u></p> <p>(3) その他入所させることが<u>センター</u>の管理上支障があると認められる者</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、<u>センター</u>の管理に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>神奈川県立女性相談所</u>の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 <u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第3項に規定する要保護女子</u>に対し、<u>相談、指導</u>、一時保護等を行うとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項（同法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する<u>被害者の相談、一時保護等</u>を行うため、<u>神奈川県立女性相談所（以下「相談所」という。）</u>を横浜市に設置する。</p> <p>2 <u>相談所は、売春防止法第34条第1項に基づく婦人相談所とする。</u></p> <p>(一時保護施設の入所の承認)</p> <p>第3条 <u>相談所</u>の一時保護施設に入所しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項の承認を与えないことができる。</p> <p>(1) 伝染性の疾患があつて、他の<u>女子</u>に影響を及ぼすおそれがあると認められる者</p> <p>(2) 心身に障害があつて、他人の介護を必要とする者又は<u>指導の効果が期待できない</u>者</p> <p>(3) その他入所させることが<u>相談所</u>の管理上支障があると認められる者</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、<u>相談所</u>の管理に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

2 神奈川県女性保護施設さつき寮条例（昭和39年神奈川県条例第27号）新旧対照表

改正	現行
<p style="text-align: center;"><u>神奈川県女性自立支援施設条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>神奈川県女性自立支援施設</u> _____ の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、女性自立支援施設として、神奈川県女性自立支援施設</u> _____ <u>（以下「女性自立支援施設」という。）</u>を横浜市に設置する。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 <u>女性自立支援施設</u>の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>(1) <u>困難な問題を抱える女性（法第2条に規定する困難な問題を抱える女性をいう。以下同じ。）の女性自立支援施設への入所及び保護に関する業務</u></p> <p>(2) <u>女性自立支援施設に入所した者（以下「入所者」という。）の心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助に関する業務</u></p> <p>(3) <u>入所者の自立の促進のための生活の支援に関する業務</u></p> <p>(4) <u>女性自立支援施設を退所した者についての援助に関する業務</u></p> <p>(5) <u>入所者が同伴する児童への学習及び生活の支援に関する業務</u></p> <p>(6) <u>女性自立支援施設の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の基準)</p> <p>第5条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により<u>女性自立支援施設</u>の指定管理者として最も適切であると認めたる者を指定管理者として指定する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>神奈川県女性保護施設さつき寮条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>神奈川県女性保護施設さつき寮</u>の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 <u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条</u> _____ の規定に基づき、<u>婦人保護施設として、神奈川県女性保護施設さつき寮</u> _____ <u>（以下「さつき寮」という。）</u>を横浜市に設置する。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 <u>さつき寮</u> _____ の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p> <p>(1) <u>さつき寮の入所者の保護に関する業務</u></p> <p>(2) <u>さつき寮の入所者の自立支援に関する業務</u></p> <p>(3) <u>さつき寮の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p>(指定管理者の指定の基準)</p> <p>第5条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により<u>さつき寮</u> _____ の指定管理者として最も適切であると認めたる者を指定管理者として指定する。</p>

改 正	現 行
<p>(1)～(7) (略)</p> <p>第6条～第8条 (略)</p> <p>(入所できる者)</p> <p>第9条 <u>女性自立支援施設</u>に入所することができる者は、<u>神奈川県立女性相談支援センター</u>所長が保護し、及び自立支援（法第12条第1項に規定する自立支援をいう。）を行うことを適当と判断した<u>困難な問題を抱える女性</u>で入所することに本人が同意したものとする。</p> <p>(入所の承認)</p> <p>第10条 <u>女性自立支援施設</u>に入所しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項の承認を与えないことができる。</p> <p>(1) 伝染性の疾患があつて、他の<u>入所者</u>に影響を及ぼすおそれがあると認められる者</p> <p>(2) 心身に障害があつて、他人の介護を必要とする者又は<u>女性自立支援施設において適切な支援を行うことができない者</u></p> <p>(3) その他<u>女性自立支援施設</u>の管理上支障があると認められる者</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例に定めるもののほか、<u>女性自立支援施設</u>の管理に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(1)～(7) (略)</p> <p>第6条～第8条 (略)</p> <p>(入所できる者)</p> <p>第9条 <u>さつき寮</u>に入所することができる者は、<u>神奈川県立女性相談所</u>長が保護する_____ことを適当と判定した<u>要保護女子</u>で入所することに本人が同意したものとする。</p> <p>(入所の承認)</p> <p>第10条 <u>さつき寮</u>に入所しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者については、前項の承認を与えないことができる。</p> <p>(1) 伝染性の疾患があつて、他の<u>女子</u>に影響を及ぼすおそれがあると認められる者</p> <p>(2) 心身に障害があつて、他人の介護を必要とする者又は<u>指導の効果が期待できない</u>_____者</p> <p>(3) その他<u>さつき寮</u>の管理上支障があると認められる者</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この条例に定めるもののほか、<u>さつき寮</u>の管理に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

3 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第2号）新旧対照表

改 正	現 行
<p><u>女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</u></p>	<p><u>婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</u></p>
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、<u>女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。）</u>の設備の規模及び構造並びに運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 <u>女性自立支援施設</u>は、入所者に対し、健全な環境の下で、<u>女性の人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(設備及び運営の向上)</p> <p>第3条 <u>女性自立支援施設</u>は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。</p> <p>(職員配置の基準)</p> <p>第4条 <u>女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第3号の職員を置かないことができる。</u></p> <p>(1) <u>施設長 1</u></p> <p>(2) <u>入所者の自立支援（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「法」という。）第12条第1項に規定する自立支援をいう。以下同じ。）を行う職員 2以上</u></p> <p>(3) <u>栄養士又は調理員 1以上</u></p> <p>(4) <u>看護師又は心理療法担当職員 1以上</u></p> <p>(5) <u>事務員 1以上</u></p> <p>(6) <u>施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数</u></p> <p>2 <u>女性自立支援施設</u>の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の<u>支援</u>に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、<u>婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条</u> <u>_____に規定する婦人保護施設を_____いう。以下同じ。）</u>の設備の規模及び構造並びに運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 <u>婦人保護施設_____</u>は、入所者に対し、健全な環境の下で、<u>社会福祉事業に関する熱意及び能力_____</u>を有する職員により、社会において <u>_____自立した生活を送るための支援を含め、適切な処遇を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(設備及び運営の向上)</p> <p>第3条 <u>婦人保護施設_____</u>は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 <u>婦人保護施設には、施設長、入所者を指導する職員、調理員及び施設のその他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</u></p> <p>2 <u>婦人保護施設_____</u>の職員は、専ら当該婦人保護施設_____の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の<u>処遇</u>に支障がない場合は、この限りでない。</p>

改正	現行
<p>(施設長の資格要件)</p> <p>第5条 施設長は、<u>女性自立支援施設</u>を運営するに当たって女性の人権に関する高い識見と専門性を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>(1) 社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは<u>法第2条に規定する困難な問題を抱える女性への支援に関する活動</u>に3年以上従事した者であること。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(構造設備の一般原則)</p> <p>第6条 <u>女性自立支援施設</u>の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第7条 <u>女性自立支援施設</u>の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。同項において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。)としなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>女性自立支援施設</u>の建物が木造かつ平屋建てである場合において、規則で定める要件を満たし、火災に係る入所者の安全性が確保されているものと知事が認めるときは、当該<u>女性自立支援施設</u>の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>女性自立支援施設</u>には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>5 前項第1号、第3号、第7号、第9号及び第10号に掲げる設備は、次の基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) 居室</p> <p>ア 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等に係る部分を除き、おおむね<u>9.9平方メートル</u>以上とすること。</p>	<p>(施設長の資格要件)</p> <p>第5条 施設長は、<u>婦人保護施設</u>を運営する能力と熱意</p> <p>を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>(1) 社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは<u>更生保護事業法(平成7年法律第86号)に規定する更生保護事業</u>に3年以上従事した者であること。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(構造設備の一般原則)</p> <p>第6条 <u>婦人保護施設</u>の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第7条 <u>婦人保護施設</u>の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。同項において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。)でなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>婦人保護施設</u>の建物が木造かつ平屋建てである場合において、規則で定める要件を満たし、火災に係る入所者の安全性が確保されているものと知事が認めるときは、当該<u>婦人保護施設</u>の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>婦人保護施設</u>には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>5 前項第1号、第3号、第7号、第9号及び第10号に掲げる設備は、次の基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) 居室</p> <p>ア 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等に係る部分を除き、おおむね<u>4.95平方メートル</u>以上とすること。</p>

改 正	現 行
<p>イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に<u>直接面して</u>設けること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>6 前各項に規定するもののほか、<u>女性自立支援施設</u>の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(居室の入所定員)</p>	<p>イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に<u>直面して</u>設けること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>6 前各項に規定するもののほか、<u>婦人保護施設</u>の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(居室の入所人員)</p>
<p>第8条 一の居室に入所させる<u>定員</u>は、原則<u>1人</u>とする。</p> <p>2 <u>女性自立支援施設への入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、一の居室の定員を2人以上とすることができる。</u></p> <p>(自立支援等)</p>	<p>第8条 一の居室に入所させる<u>人員</u>は、原則として<u>4人以下</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(自立の支援等)</p>
<p>第9条 <u>女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康の回復及び生活(就労及び就学を含む。)に関する支援を行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況並びに本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。</u></p> <p>3 <u>女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに計画を作成しなければならない。</u></p> <p>(食事の提供)</p>	<p>第9条 <u>婦人保護施設は、入所者の自立を支援するため、入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行わなければならない。</u></p> <p>2 前項の指導及び援助は、入所者の私生活を尊重して行わなければならない。</p> <p>3 <u>婦人保護施設は、入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項についての規程を定めなければならない。</u></p> <p>4 <u>婦人保護施設は、入所者の自立を促進するため、入所者ごとに計画を作成しなければならない。</u></p> <p>(食事)</p>
<p>第10条 <u>女性自立支援施設は、食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮しなければならない。</u></p> <p>2 <u>女性自立支援施設は、あらかじめ作成された献立に従って調理を行わなければならない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p>	<p>第10条 <u>婦人保護施設</u>は、食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮しなければならない。</p> <p>2 <u>婦人保護施設</u>は、あらかじめ作成された献立に従って調理を行わなければならない。</p> <p>3 <u>栄養士を置かない婦人保護施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。</u></p> <p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p>
<p>第11条 <u>女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る規則で定める給付</u></p>	<p>第11条 <u>婦人保護施設</u>は、当該婦人保護施設<u>の設置者が入所者に係る規則で定める給付</u></p>

改 正	現 行
<p>金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>（１）～（４）（略）</p> <p>（関係機関等との連携）</p>	<p>金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>（１）～（４）（略）</p> <p>（関係機関等との連携）</p>
<p>第12条 <u>女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所（社会福祉法に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項及び第2項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。</u></p> <p>（非常災害対策）</p>	<p>第12条 <u>婦人保護施設は、婦人相談所（売春防止法第34条に規定する婦人相談所をいう。以下同じ。）、福祉事務所（社会福祉法第14条に規定する福祉に関する事務所をいう。）、都道府県警察、母子・父子福祉団体（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体をいう。）、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員（売春防止法第35条に規定する婦人相談員をいう。）、母子・父子自立支援員（母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条に規定する母子・父子自立支援員をいう。）、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。</u></p> <p>（非常災害対策）</p>
<p>第13条 <u>女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画（第15条第4項において「非常災害計画」という。）を策定しなければならない。</u></p> <p>2 <u>女性自立支援施設は、非常災害に備えるため、避難訓練及び消火訓練を毎月1回以上、救出訓練その他必要な訓練を定期的に行わなければならない。</u></p> <p>（安全計画の策定等）</p>	<p>第13条 <u>婦人保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め</u> <u>なければならない。</u></p> <p>2 <u>婦人保護施設は、非常災害に備えるため、避難訓練及び消火訓練を毎月1回以上、救出訓練その他必要な訓練を定期的に行わなければならない。</u></p> <p>（新規）</p>
<p>第14条 <u>女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他</u></p>	<p>（新規）</p>

改 正	現 行
<p><u>の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下この条及び次条第4項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> (業務継続計画の策定等)</p>	
<p>第15条 <u>女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>4 <u>業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。</u> (保健衛生)</p>	<p>(新規)</p> <p>(保健衛生)</p>
<p>第16条 <u>女性自立支援施設は、入所者に対し、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。</u></p> <p>2 <u>女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。</u></p> <p>3 <u>女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機器器具の管理を適正に行わなければならない。</u></p> <p>4 <u>女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中</u></p>	<p>第14条 <u>婦人保護施設</u> は、入所者に対し、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。</p> <p>2 <u>婦人保護施設</u> は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。</p> <p>3 <u>婦人保護施設</u> は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機器器具の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>4 <u>婦人保護施設</u> は、当該婦人保護施設において感染症_____が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めな</u></p>

4 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第5号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>目次 第1章～第14章（略） <u>第15章 里親支援センター（第112条～第117条）</u> <u>第16章 雑則（第118条）</u> 附則 第1条～第12条の2（略） （安全計画の策定等） 第12条の3 児童福祉施設（助産施設、児童遊園、<u>児童家庭支援センター及び里親支援センター</u>を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2～4（略） 第12条の4～第14条（略） （入所した者及び職員の健康診断） 第15条 児童福祉施設（児童厚生施設、<u>児童家庭支援センター及び里親支援センター</u>を除く。第4項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期的健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 2～4（略） 第16条～第31条（略） （自立支援計画の策定） 第32条 乳児院の長は、第30条第1項の目的を達成するため、入所している個々の乳幼児について、<u>年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向、乳幼児及びその家庭の状況等を勘案し、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</u></p>	<p>目次 第1章～第14章（略） （新規） <u>第15章 雑則（第112条）</u> 附則 第1条～第12条の2（略） （安全計画の策定等） 第12条の3 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び<u>児童家庭支援センター</u>を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2～4（略） 第12条の4～第14条（略） （入所した者及び職員の健康診断） 第15条 児童福祉施設（児童厚生施設<u>及び児童家庭支援センター</u>を除く。第4項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期的健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 2～4（略） 第16条～第31条（略） （自立支援計画の策定） 第32条 乳児院の長は、第30条第1項の目的を達成するため、入所している個々の乳幼児について_____、乳幼児及びその家庭の状況等を勘案し、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p>

改 正	現 行
<p>第33条 (略) (関係機関との連携)</p> <p>第34条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、<u>里親支援センター</u>、児童委員、保健所、市町村保健センターその他の関係機関と密接に連携して、乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p> <p>第35条～第39条 (略) (自立支援計画の策定)</p> <p>第40条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所している個々の母子について、<u>年齢、児童の発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向</u>、母子及びその家庭の状況等を勘案し、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>第41条 (略) (関係機関との連携)</p> <p>第42条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、<u>里親支援センター、女性相談支援センター</u>その他の関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</p> <p>第43条～第61条 (略) (自立支援計画の策定)</p> <p>第62条 児童養護施設の長は、第60条の目的を達成するため、入所している個々の児童について、<u>年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向</u>、児童及びその家庭の状況等を勘案し、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>第63条・第64条 (略) (関係機関との連携)</p> <p>第65条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、<u>里親支援センター</u>、児童委員、公共職業安定所その他の関係機関と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p> <p>第66条～第93条 (略) (自立支援計画の策定)</p>	<p>第33条 (略) (関係機関との連携)</p> <p>第34条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター_____、児童委員、保健所、市町村保健センターその他の関係機関と密接に連携して、乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p> <p>第35条～第39条 (略) (自立支援計画の策定)</p> <p>第40条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所している個々の母子について_____、母子及びその家庭の状況等を勘案し、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>第41条 (略) (関係機関との連携)</p> <p>第42条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、<u>婦人相談所</u>_____その他の関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</p> <p>第43条～第61条 (略) (自立支援計画の策定)</p> <p>第62条 児童養護施設の長は、第60条の目的を達成するため、入所している個々の児童について_____、児童及びその家庭の状況等を勘案し、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p> <p>第63条・第64条 (略) (関係機関との連携)</p> <p>第65条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター_____、児童委員、公共職業安定所その他の関係機関と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p> <p>第66条～第93条 (略) (自立支援計画の策定)</p>

改 正	現 行
<p>第94条 児童心理治療施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所している個々の児童について、<u>年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向</u>、児童及びその家庭の状況等を勘案し、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p>	<p>第94条 児童心理治療施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所している個々の児童について_____、児童及びその家庭の状況等を勘案し、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p>
<p>第95条・第96条 (略) (関係機関との連携)</p>	<p>第95条・第96条 (略) (関係機関との連携)</p>
<p>第97条 児童心理治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、<u>里親支援センター</u>、児童委員、保健所、市町村保健センターその他の関係機関と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p>	<p>第97条 児童心理治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター_____、児童委員、保健所、市町村保健センターその他の関係機関と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p>
<p>第98条～第103条 (略) (自立支援計画の策定)</p>	<p>第98条～第103条 (略) (自立支援計画の策定)</p>
<p>第104条 児童自立支援施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所している個々の児童について、<u>年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向</u>、児童及びその家庭の状況等を勘案し、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p>	<p>第104条 児童自立支援施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所している個々の児童について_____、児童及びその家庭の状況等を勘案し、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。</p>
<p>第105条・第106条 (略) (関係機関との連携)</p>	<p>第105条・第106条 (略) (関係機関との連携)</p>
<p>第107条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、<u>里親支援センター</u>、児童委員、公共職業安定所その他の関係機関と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p>	<p>第107条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター_____、児童委員、公共職業安定所その他の関係機関と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p>
<p>第108条～第110条 (略) (支援を行うに当たって遵守すべき事項)</p>	<p>第108条～第110条 (略) (支援を行うに当たって遵守すべき事項)</p>
<p>第111条 (略) 2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、<u>女性相談支援員</u>、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。 3 (略)</p>	<p>第111条 (略) 2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、<u>婦人相談員</u>、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。 3 (略)</p>

改 正	現 行
<p align="center"><u>第15章 里親支援センター</u> <u>(設備の基準)</u></p>	(新規)
<p><u>第112条 里親支援センターには事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（以下「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。</u></p>	(新規)
<p><u>(職員)</u></p>	
<p><u>第113条 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。</u></p>	(新規)
<p><u>2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</u></p>	
<p><u>(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者</u></p>	
<p><u>(2) 里親として5年以上の委託児童（法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業（法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。）の養育者等（児童福祉法施行規則第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及び社会福祉援助（専門的知識及び技術をもって、児童の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供すること等をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）に関する識見を有するもの</u></p>	
<p><u>(3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者</u></p>	
<p><u>3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</u></p>	
<p><u>(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者</u></p>	
<p><u>(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の</u></p>	

改 正	現 行
<p><u>経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及び社会福祉援助に関する識見を有するもの</u></p> <p>(3) <u>里親等への支援の実施に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者</u></p> <p>4 <u>里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</u></p> <p>(1) <u>法第13条第3項各号のいずれかに該当する者</u></p> <p>(2) <u>里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及び社会福祉援助に関する識見を有するもの</u></p> <p>(3) <u>里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者</u></p> <p><u>(里親支援センターの長の資格等)</u></p> <p>第114条 <u>里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第11条第4項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。</u></p> <p>(1) <u>法第13条第3項各号のいずれかに該当する者</u></p> <p>(2) <u>里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及び社会福祉援助に関する識見を有するもの</u></p> <p>(3) <u>知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者</u></p>	<p>(新規)</p>

改 正	現 行
<p>(里親支援)</p> <p>第115条 <u>里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親等への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>(業務の質の評価等)</p> <p>第116条 <u>里親支援センターは、自らその行う法第44条の3第1項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>(関係機関との連携)</p> <p>第117条 <u>里親支援センターの長は、児童相談所等及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要に応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。</u></p>	<p>(新規)</p>
<p>第16章 雑則</p> <p>第118条 (略)</p>	<p>第15章 雑則</p> <p>第112条 (略)</p>

5 神奈川県安心こども基金条例（平成 21 年神奈川県条例第 6 号）新旧対照表

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p>
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>
<p>2 この条例は、<u>令和 7 年 6 月 30 日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>2 この条例は、<u>令和 6 年 6 月 30 日</u>限り、その効力を失う。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>

6 介護保険法施行条例の一部を改正する等の条例関連の新旧対照表

介護保険法施行条例（平成12年神奈川県条例第27号）新旧対照表

<本則関係>

改 正			現 行		
第1条～第13条（略） 附 則（略） 別表（第9条関係）			第1条～第13条（略） 附 則（略） 別表（第9条関係）		
手数料徴収に係る 事務	手数料 の名称	金額	手数料徴収に係る 事務	手数料 の名称	金額
1～22（略）	（略）	（略）	1～22（略）	（略）	（略）
23 法第115条の 35第3項の規定 に基づく介護サ ービス情報の調 査	介護サ ービス 情報調 査手数 料	(1)～(20)（略） (削除)	23 法第115条の 35第3項の規定 に基づく介護サ ービス情報の調 査	介護サ ービス 情報調 査手数 料	(1)～(20)（略） (21) <u>介護療養施 設サービス並び に短期入所療養 介護及び介護予 防短期入所療養 介護（介護老人 保健施設及び介 護医療院におい て行うものを除 く。）のうちい ずれか1以上の 調査</u> 2万3,150円
(削除)			24 <u>健康保険法等 の一部を改正す る法律（平成18 年法律第83号） 附則第130条の 2第1項の規定 によりなおその 効力を有するこ ととされる同法 第26条の規定に よる改正前の法 第107条の2第 4項において準 用する法第107 条第1項の規定 に基づく指定介 護療養型医療施 設の指定の更新 の申請に対する 審査</u>	指定介 護療養 型医療 施設指 定更新 申請手 数料	2万5,050円

改 正			現 行		
24・25 (略)			25・26 (略)		

収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）新旧対照表
 <附則第2項関係>

改 正			現 行		
第1条～第8条 (略) 附 則 (略) 別表 (第2条関係) 1 (略) 2 手数料			第1条～第8条 (略) 附 則 (略) 別表 (第2条関係) 1 (略) 2 手数料		
名 称	根 拠 規 定		名 称	根 拠 規 定	
1～10 (略)			1～10 (略)		
11 (略) (削除)	介護保険法施行条例 (平成12年神奈川県条例第27号) 第9条		11 (略) <u>指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料</u>	介護保険法施行条例 (平成12年神奈川県条例第27号) 第9条	
12～32 (略)			12～32 (略)		

7 神奈川県立総合療育相談センター条例（平成7年神奈川県条例第58号）新旧対照表

改正		現行	
第1条・第2条（略） （診療等の使用料及び手数料の徴収） 第3条（略） 2 総合療育相談センターにおける診療等については、次の表の左欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の使用料及び神奈川県立煤ヶ谷診療所条例（昭和39年神奈川県条例第41号）第3条第2項の規定による手数料を徴収する。		第1条・第2条（略） （診療等の使用料及び手数料の徴収） 第3条（略） 2 総合療育相談センターにおける診療等については、次の表の左欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の使用料及び神奈川県立煤ヶ谷診療所条例（昭和39年神奈川県条例第41号）第3条第2項の規定による手数料を徴収する。	
種別	金額	種別	金額
(略)	診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算定した額（_____） _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____以下「健康保険診療費_____」という。）。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる診療以外の診療については、 <u>健康保険診療費</u> を知事が定める率に1を加えた率で除して得た額に、同法第29条第1号の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率に1を加えた率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。	(略)	診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算定した額（ <u>当該診療に食事療養が含まれるときは、当該額及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定した額の合計額。</u> 以下「健康保険診療費等」という。）。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる診療以外の診療については、 <u>健康保険診療費等</u> を知事が定める率に1を加えた率で除して得た額に、同法第29条第1号の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率に1を加えた率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
(略)	(略)	(略)	(略)
第4条～第6条（略）		第4条～第6条（略）	